

加盟團體の義務

- 第十九條 本會議加盟團體は左の比率に基き加盟費を納入する義務を有す
 - 一、會費納入者數二千名迄月額金三圓
 - 二、一千名以上は百名を加へる毎に月額金二圓を増加す
 - 三、各加盟團體は右記加盟費を毎月末日迄に納入するものとす
 - 四、加盟費納入の義務は加盟決定の月に始まり除名又は脱退決定の月に終る
- 第二十條 加盟團體は其の團體の大會又は中央委員會に於て採擇せる決議並に其の團體の爲しつゝある運動又は爭議等に於て一般勞働運動に重大なる影響を及ぼすものと認むるについては即時之を本會議に報告する義務を有す

會議

- 第二十一條 執行委員會は原則として本會議事務所所在地に於て之を行ふ
- 第二十二條 評議員會の議題は執行委員會に於て之を決定し遅くも半ヶ月以前に各評議員に、又大會議題は執行委員會に於て之を立案し評議員會の決定を経て遅くも一ヶ月前に各加盟團體に通告すべし
- 第二十三條 加盟團體にして大會に議題を提出せんとする場合は大會期日二ヶ月前迄に執行委員會に通告すべし

會計

- 第二十四條 本會議の經常費は加盟費及寄附金其他雜收入を以て之にあつ
- 本會議の事業の性質により其の遂行上豫定の經常費を超過する出費を要するときは適當の比率を以て各加盟團體に追加支出を求むるものとす
- 第二十五條 一旦納入せる加盟費は如何なる事あるも之を返却せず
- 第二十六條 本會議の豫算は執行委員會に於て原案を作成し大會の協賛を求むるものとす
- 第二十七條 會計の決算は大會の承認を求むるものとす
- 第二十八條 會計年度は一月一日より十二月三十一日迄とす

爭議

- 第二十九條 執行委員會は重要なる産業に起れる爭議又は長期に亘る爭議にして一般勞働運動に重大なる影響を與ふるものと認めたるときは加盟團體の要求により其の爲しつゝある爭議に對し應援を爲す必要ありと認めたる時は直ちに其の對策を決定する爲め評議員會を召集すべし
- 但し原則として爭議の取柄、方法及解決對策等については爭議團體の自主權を確保すると同時に應援内容及程度については應援團體の自主權を認むるものとす

加盟、脱退、除名

- 第三十條 新に本會議に加盟を申込みたる團體又は加盟團體にして加盟を推薦せんとする團體ある場合は、執行委員會は之を加盟團體より二名宛選出せる詮衡委員會に附議し三分の二以上の決定を以てその加盟を承認するものとす
- この承認については之を評議員會に報告する事を要す
- 第三十一條 本會議を脱退せんとする團體は二ヶ月前に其の旨を執行委員會に届出づべし、執行委員會はこの届出を評議員會に附議しその決定を求むべし
- 第三十二條 加盟團體にして左の一に該當するものあるときは大會又は評議員會の決定によりこれを除名す
 - 一、本規約第二條規定の主義方針に背反する言動を爲すもの
 - 二、本會議の名譽を汚損する行爲あるもの
 - 三、本會議の統制を亂すもの
 - 四、六ヶ月に亘り故なく會費を納入せざるもの
- 第三十三條 本規約は大會に於て三分の二以上の多數を以て之を變更することを得

評議員選出比率表

會員數	壹萬人迄	二名
同	參萬人迄	三名
同	五萬人迄	四名
同	拾萬人迄	五名
大會代議員選出比率表		
會員數	壹萬人迄	四名
同	參萬人迄	六名
同	五萬人迄	八名
同	拾萬人迄	十名